

# 朝日町生活交通確保維持改善計画（平成31年度分）

平成30年6月 日

（協議会名称）朝日町地域公共交通活性化協議会

## 生活交通確保維持改善計画の名称

朝日町生活交通確保維持改善計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

朝日町における現状の交通実態についてみると、特に鉄道が走っていないためマイカー中心のライフスタイルが進み、移動において自家用自動車に依存する割合が非常に高くなっています。その結果、公共交通の利用者は年々減少し、バス路線の廃止・減便などにより自動車運転ができない子どもや高齢者の利便性が低下するという問題が発生しています。

一方、高齢化の急速な進展、核家族化による高齢者のみ世帯の増加により、今後自家用自動車に頼ることができない町民が増加することが予想されます。さらに、高校の進路選択では、交通手段から来る保護者の経済的・時間的負担が大きいことが進路選択のネックになっています。

また、過度な自家用自動車への依存は、温室効果ガスの排出、大気汚染などによる地球温暖化などの環境問題の原因にもなっています。

朝日町においては、平成30年3月に「第6次朝日町総合発展計画」を策定し、「チャレンジ・つながり・希望～町民が活躍し笑顔あふれるまち～」を10年後の将来像とし、「技・モノ・心が引き継がれ、人が集まるまち」「ふるさとを愛し、みんなが学び合い、育て合うまち」「いつまでも健康に暮らせる、思いやりあふれるまち」「豊かな自然を守り、安全で快適な住みよいまち」「地域を思う一人ひとりがつながり、みんなで支え合うまち」の5つを基本目標としています。5つの基本目標それぞれに細かく基本計画を策定し、各種施策に取り組んでいます。

このような背景のもと、まちづくりを推進していく上で、地域公共交通の課題を解決することが必要であり、公共交通の活性化及び再生を図ることを目的に、今後の朝日町の公共交通のあり方と具体計画を定めた「生活交通ネットワーク計画」（以下「計画」という。）を策定します。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

○朝日町・山形市間直行バス

H 3 1	H 3 2	H 3 3
7, 2 7 9人	7, 2 7 9人	7, 2 7 9人

朝日町・山形市間直行バスの復路3便運行により、直近年度乗車人数の100%とする。(直近年度の乗車伸び率が前年度の94%だったため、伸び率を考慮し100%を目指す)

直近年度の利用人数が7,297人のため、7,297人を目標とする。

その後も、利用のしやすい時間帯などを検討しながら、町民への周知を行い乗車率の維持を図る。

○朝日町デマンド型タクシー

H 3 1	H 3 2	H 3 3
1 4, 0 0 0人	1 4, 0 0 0人	1 4, 0 0 0人

朝日町デマンド型タクシーの利用者数を年間14,000人とする。

(平成29年度より75歳以上の方の利用料金を200円へ軽減したことにより、利用者増を図る)

直近年度の利用人数が13,976人のため、101%の乗車率とする。

その後も、利用のしやすい環境などを検討しながら、乗車率の維持を図る。

### (2) 事業の効果

朝日町・山形市間直行バスを維持することにより、山形市・山辺町等の高校に通学する生徒の利便性の向上と保護者の経済的・時間的負担の緩和を図る。また、朝日町デマンド型タクシーを維持することにより、高齢者が安心安全に目的地間を移動でき、日常生活に必要な移動手段が確保される。

## 3. 2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・直行バスならびにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底(朝日町)
- ・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付(朝日町)
- ・交通に関する町民アンケートの実施(朝日町)
- ・利用環境を良くするため、雨風や雪対策としてバスの待合所の環境を改善する(朝日町)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

- ・表1のとおり

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を朝日町で負担

**6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称**

・朝日町

**7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法**

・該当なし

**8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**

・該当なし

**9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

・該当なし

**10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**

・該当なし

**11. 外客来訪促進計画との整合性**

・該当なし

**12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**

・表5のとおり

**13. 車両の取得に係る目的・必要性**

・該当なし

**14. 車両の取得に係る定量的な目標**

・該当なし

**15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**

・該当なし

**16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）**

・該当なし

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 21 年 2 月 26 日（木）「朝日町地域公共交通総合連携計画」等について協議
- ・平成 22 年 1 月 21 日（木）「朝日町地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の変更について協議
- ・平成 23 年 1 月 12 日（水）朝日町デマンド型タクシー「あいのり号」事業計画及び朝日町・山形市間直行バス運行事業計画について協議
- ・平成 23 年 7 月 27 日（水）朝日町営バスの有償運行を継続することについて協議
- ・平成 24 年 2 月 22 日（水）平成 25 年度事業計画及び町営バス白倉線の有償運行終了について協議
- ・平成 25 年 2 月 7 日（木）平成 25 年度事業計画及び平成 25 年度生活交通ネットワーク計画の変更について協議
- ・平成 26 年 2 月 14 日（金）平成 26 年度事業計画について協議
- ・平成 26 年 6 月 20 日（金）デマンドタクシー「あいのり号」の運行計画及び平成 26 年度生活交通ネットワーク計画について協議
- ・平成 26 年 8 月 7 日（木）市町村運営有償運送の登録の更新について協議
- ・平成 27 年 2 月 26 日（木）平成 26 年度生活交通ネットワーク計画変更及び平成 27 年度事業計画について協議
- ・平成 28 年 2 月 12 日（金）平成 28 年度事業計画について協議
- ・平成 28 年 8 月 30 日（木）朝日町・山形市間直行バス復路 3 便化に向けた実証運行について協議
- ・平成 29 年 2 月 9 日（木）平成 29 年度生活交通ネットワーク計画変更及び平成 29 年度事業計画について協議
- ・平成 29 年 6 月 20 日（火）市町村運営有償運送の登録更新について協議
- ・平成 29 年 8 月 24 日（木）平成 30 年度生活交通ネットワーク計画の策定について協議
- ・平成 30 年 2 月 15 日（木）平成 30 年度事業計画について協議
- ・平成 30 年 6 月 日（）平成 31 年生活交通ネットワーク計画の策定

### 17. 利用者等の意見の反映状況

・利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（平成30年2月5日）  
上記の委員会により利用者の意見を事業に反映している。

#### 【具体的な意見反映内容】

・デマンドタクシーは高齢者だけでなく免許を持っている若い世代からも利用してもらいたいという意見をもとに、お知らせ板やホームページを活用し広い範囲へ周知を図った。

### 18. 協議会メンバーの構成

構成区分	団体名
朝日町長又はその指名する者	朝日町
一般乗合旅客自動車運送事業者	山交バス株式会社
社団法人山形県バス協会	社団法人山形県バス協会
山形県ハイヤー協会	山形県ハイヤー協会
一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者	山形県ハイヤー協会(地区委員)
住民又は利用者の代表	朝日町区長会
山形運輸支局長又はその指名する者	東北運輸局山形運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	山形県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者	村山総合支庁西庁舎西村山道路計画課
道路管理者	朝日町建設水道課
山形県警察	寒河江警察署交通課
学識経験者	村山総合支庁西村山総務課
関係市町	山形市まちづくり推進部 山辺町 大江町 寒河江市

#### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115

(所属) 朝日町地域公共交通活性化協議会

(朝日町政策推進課地域振興係)

(氏名) 阿部 夏弓 (朝日町政策推進課地域振興係)

(電話) 0237-67-2112

(e-mail) [chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp](mailto:chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス	山交 バス本 社前	山辺	太郎 公民 館	往 km 復38.5km	244日	513回		路線定期運行	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河 江/バスターミナル(松川・左 沢)・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(2) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	244日	9760回		区域運行	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河 江/バスターミナル(松川・左 沢)・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
	(4)				往 km 復 km	日	回						
	(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス	山交 バス本 社前	山辺	太郎 公民 館	往 km 復38.5km	244日	513.5回		路線定期運行	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河 江/バスターミナル(松川・左 沢)・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(2) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	244日	9760回		区域運行	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河 江/バスターミナル(松川・左 沢)・宮宿線と朝日町役場前で 接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
	(4)				往 km 復 km	日	回						
	(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

33年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス	山交 バス本 社前	山辺	太郎 公民 館	往 km 復38.5km	245日	515回		路線定期運行	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江/バスターミナル(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(2) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町 区域内		往 km 復 km	245日	9800回		区域運行	①、②(1)	補助対象地域間幹線系統寒河江/バスターミナル(松川・左沢)・宮宿線と朝日町役場前で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回					
	(4)				往 km 復 km	日	回						
	(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝日町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	7119
交通不便地域	7119

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
7119	朝日町	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
7119	$7119 \times 120 \times 1.0 + 2000$ 千円	2854千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

## 平成30年度 朝日町・山形市間直行バス運行事業計画書

## 1 これまでの経過及び運行の必要性

平成19年10月から山交バス株式会社に運行委託して実証運行を行い、平成22年度からは町直営で運行を行っている。

平成19年10月運行当初は町民認知が低いこともあり利用者は平均10人（往路のみ）程度であったが、平成28年度では平均28人（往路18人、復路10人）程度となっており、町民の足として認知され、必要不可欠な路線となっている。

また、町では平成21年2月に「朝日町公共交通総合連携計画」を策定、東北運輸局長から「朝日町地域公共交通活性化・再生総合事業計画」の認定を受けて実証運行を経て、平成23年4月から本格運行を行っている。

## 2 運行の目的

朝日町と山形市間の交通アクセスを高める。

通学生をはじめ、誰もが安心して利用できるよう、朝日町・山形市間直行バスを運行する。

## 3 実施主体 朝日町地域公共交通活性化協議会

## 4 運行主体 朝日町（町有車両を使って直接運行する）

5 運行日 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの平日とし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。  
土曜日は往路のみ運行する。（祝日を除く）

## 6 利用料金

(単位：円)

乗車 1回あたり	高校生以上	中学生以下	小学生未満
	500	250	無料

	通 学				通 勤			
	片 道		往 復		片 道		往 復	
	平日限定	平日限定	平日限定	平日限定	平日限定	平日限定	平日限定	
1カ月定期	7,000	6,000	13,000	12,000	9,000	8,000	17,000	16,000
3カ月定期	20,000	17,000	37,000	34,000	25,500	22,500	48,000	45,000
6カ月定期	36,000	31,000	67,000	62,000	46,000	41,000	87,000	82,000
1年定期	70,000	60,000	130,000	120,000	90,000	80,000	170,000	160,000

※往復定期券・片道定期券(朝日町行き)の所有者は、山交バス寒河江宮宿線の寒河江バスターミナルから宮宿まで利用できる。

ただし、利用日は朝日町・山形市間直行バスの運行日に限る。

## 7 運行経路 別紙のとおり

## 8 運行時刻

往路（朝日町→山形市）				復路（山形市→朝日町）				
バス停		3月～11月	12月～2月	バス停		1便目	2便目	3便目
		時刻	時刻			時刻	時刻	時刻
太郎公民館	(乗車専用)	6:33	6:23	山交バス本社前	(乗車専用)	17:00	19:00	20:40
太郎	〃	6:34	6:24	山形駅西口	〃	17:05	19:05	20:43
新崩	〃	6:35	6:25	山形市役所前	〃	17:10	19:10	20:47
水口	〃	6:36	6:26	城北高校前	〃	17:15	19:15	20:50
西小前	〃	6:36	6:26	北山形駅	〃	17:18	19:18	20:51
発電所前	〃	6:37	6:27	山辺町南公園前	〃	17:38	19:38	21:05
農協支所前	〃	6:38	6:28	送橋警備所前	(降車専用)	18:03	20:03	21:27
双葉住宅団地前	〃	6:38	6:28	中堀	〃	18:04	20:04	21:28
西船渡	〃	6:39	6:29	古楨	〃	18:04	20:04	21:28
助ノ巻	〃	6:40	6:30	四ノ沢	〃	18:06	20:06	21:30
西町	〃	6:41	6:31	朝日中前	〃	18:07	20:07	21:31
朝日町役場前	〃	6:42	6:32	前田沢	〃	18:08	20:08	21:32
本町	〃	6:43	6:33	小学校前	〃	18:08	20:08	21:32
大町	〃	6:44	6:34	大町	〃	18:09	20:09	21:33
小学校前	〃	6:45	6:35	本町	〃	18:10	20:10	21:34
前田沢	〃	6:45	6:35	朝日町役場前	〃	18:11	20:11	21:35
朝日中前	〃	6:46	6:36	西町	〃	18:12	20:12	21:36
四ノ沢	〃	6:47	6:37	助ノ巻	〃	18:13	20:13	21:37
古楨	〃	6:49	6:39	西船渡	〃	18:14	20:14	21:38
中堀	〃	6:49	6:39	双葉住宅団地前	〃	18:15	20:15	21:39
送橋警備所前	〃	6:50	6:40	農協支所前	〃	18:15	20:15	21:39
山辺高校前	(降車専用)	7:15	7:08	発電所前	〃	18:16	20:16	21:40
山本学園前	〃	7:30	7:25	西小前	〃	18:17	20:17	21:41
山形商業前	〃	7:33	7:28	水口	〃	18:17	20:17	21:41
山形駅西口	〃	7:35	7:32	新崩	〃	18:18	20:18	21:42
山形市役所前	〃	7:48	7:48	太郎	〃	18:19	20:19	21:43
城北高校前	〃	7:57	7:57	太郎公民館	〃	18:20	20:20	21:44
北山形駅	〃	8:00	8:00	-	-	-	-	-

## 平成30年度 朝日町デマンド型タクシー「あいのり号」運行事業計画書

### 1 事業の内容

#### (1) 実施の背景

朝日町では廃止代替路線として、立木線、上郷太郎線を町民バスとして運行し、主に通学や通院、買い物等に利用されていたが、人口減少、自家用自動車の増加により年々利用者が減少していた。

さらに、集落が分散しており、路線バス等で全てのニーズに対応するのは困難な状況にあるため、より効率性が高く利用者のニーズにあった公共交通として普及が進んでいるデマンド型交通システムについて運行を実施する。

#### (2) 予定する主な実施効果

- ・交通空白地域の解消
- ・高齢者等が自家用車に頼らず安心して移動できる

#### (3) 事業内容

- ①実施方法 「朝日町地域公共交通活性化協議会」が実施主体となり、朝日町の負担金及び「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、事業を実施する。
- ②事業概要 町内全域を運送区域としてデマンド型タクシーの運行を実施する。
- ③運行方法 朝日町が運行主体となります。（登録番号：東山市交第4号）
- ④運行日 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの平日とし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

#### ⑤運賃

	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)	75歳以上	幼児
乗車1回あたり	400円	200円	200円	無料
回数券(12枚綴り)	4,000円	2,000円	2,000円	—
定期券	条例のとおり	条例のとおり	条例のとおり	—

※障害者手帳所持の方は200円、付添人は障害の程度に応じて減免する場合がある。

#### ⑥利用できる地区の範囲

- 〔西部地区〕 常盤、夏草、長沼、西船渡、八ツ沼、能中、高田、太郎一、太郎二、太郎三、石須部、立木、白倉、松程、大舟木、今平
- 〔上郷地区〕 杉山、松原、上郷、大滝
- 〔沢内地区〕 古槇、送橋、下芦沢、水本
- 〔宮宿エリア〕 本町、西町、栄町、助ノ巻、大町、元町、西原、前田沢、新宿、四ノ沢、緑町、雪谷
- 〔和合地区〕 小原、宿、沼向、平、大隅
- 〔北部地区〕 大谷一、大谷二、大谷三、大谷四、大谷五、大谷六、大谷七、中沢、真中、舟渡、栗木沢、川通、大暮山、大沼

- (ア) 西部地区、上郷地区、沢内地区、宮宿エリアの利用者
- ・同エリア内は全域で利用できる。
  - ・同エリアから平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼まで利用できる。  
ただし、途中での乗降車はできない。
- (イ) 平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼の利用者
- ・町内全域でデマンドタクシーを利用できる。
- (ウ) 和合地区（平地区除く）、北部地区（舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼を除く）の利用者
- ・同地区から平地区、舟渡地区の一部、川通、大暮山、大沼まで利用できる。  
ただし、途中での乗降車はできない。
  - ・西部地区、上郷地区、沢内地区、宮宿エリアまで行けば同エリア内は全域で利用できる。
  - ・同地区から宮宿エリアまでについて、上り（各地区発）9:30の便を利用できる。
  - ・宮宿エリアから同地区までについて、下り（宮宿発）11:00の便を利用できる。
- (エ) 真中、舟渡、栗木沢の障害者手帳所持の利用者に限り町内全域で利用できる。

#### ⑦ 運行時刻

上り（各地区発 宮宿エリア行き）	8:00、9:30、12:00、13:30、16:45
下り（宮宿エリア発 各地区行き）	8:45、11:00、12:45、14:30、16:10

## 2 運行車両

トヨタハイエースワゴンGL 4WD車 5台

うち、1台（1号車）にはスキー・スノーボード用キャリアボックスを設置している。

○車両ナンバー別運行委託先と無線呼称

車両ナンバー	運行委託先	無線呼称
山形 300 の 73-53	朝日タクシー	1号車
山形 300 の 73-52	朝日タクシー	2号車
山形 300 の 73-51	吉田タクシー	3号車
山形 300 の 73-50	吉田タクシー	4号車
山形 300 ひ 61-95	予備車両	5号車

## 3 無線局免許状

種別	免許番号	免許年月日	識別信号
基地局	東基第 128531 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンドセンター
陸上移動局	東移第 10105942 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド1
陸上移動局	東移第 10105943 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド2
陸上移動局	東移第 10105944 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド3
陸上移動局	東移第 10105945 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド4
陸上移動局	東移第 10115858 号	平成 26 年 6 月 1 日	あさひデマンド5

# 平成29年度 朝日町地域公共交通活性化協議会決算書

収入済額	336,827 円
支出済額	336,827 円
差引残額	0 円

## 1 収入

(単位:円)

項 目	予算額	補正額	収入済額	比較増減	備 考
1 負担金	410,000	0	336,827	73,173	
1 負担金	410,000	0	336,827	73,173	
1 負担金	410,000		336,827	73,173	朝日町
2 雑収入	0	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	0	
合 計	410,000	0	336,827	73,173	

## 2 支出

(単位:円)


項 目	予算額	補正額	支出済額	不用額	備 考
1 運営費	100,000	0	59,973	40,027	
1 会議費	90,000	0	51,927	38,073	
1 会議費	90,000		51,927	38,073	地域公共交通活性化協議会 委員報酬及び費用弁償
2 事務費	10,000	0	8,046	1,954	
1 事務費	10,000		8,046	1,954	ファイル、コピー用紙代
3 諸費	0	0	0	0	
1 諸費	0	0	0	0	
2 事業費	300,000	0	276,854	23,146	
1 直接事業費	300,000	0	276,854	23,146	
1 直接事業費	300,000		276,854	23,146	公共交通時刻表、携帯使用料 デマンド利用者10万人記念式典
3 予備費	10,000	0	0	10,000	
1 予備費	10,000	0	0	10,000	
1 予備費	10,000	0	0	10,000	
合 計	410,000	0	336,827	73,173	

平成29年度朝日町地域公共交通活性化協議会収支決算監査報告

朝日町地域公共交通活性化協議会会長から提出された平成29年度朝日町地域公共交通活性化協議会収支決算報告について、その関係書類及び諸帳簿を精査した結果、遺漏無く適正に会計処理が実施されていた旨、報告します。

平成30年4月12日

監査委員

吉田 好伸 

監査委員

小関 和夫 